

## 貸付を受けた物件の貸与又は譲渡の制限

- (1) 借受人は、住宅貸付により取得した土地又は住宅を他に貸与又は譲渡（一部譲渡も含みます。）しようとするときは、住宅貸付 土地 { 貸与 }  
住宅 { 譲渡 } 承認願（様式参照）に  
次の書類を添付し共済センター長へ提出し、承認を受けなければなりません。

（規程第 23 条、運用第 23 条関係ア）

- ア 貸与又は譲渡をする事由書
- イ 貸与又は譲渡の契約書（案）
- ウ 住宅の場合は設計図、土地の場合は公図の写し

- (2) 借受人は、土地区画整理法又は都市計画法等により換地処分通知を受けた場合は、その詳しい事情を記載した書類（様式適宜）に関係書類（換地処分通知書、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書及び換地図面等）を添付して、速やかに共済センター長へ送付しなければなりません。（運用第 23 条関係イ）

共済センター長はこれらの書類を受けたときは、借受人に対する貸付状況及び清算金の交付額等を調査の上、承認の可否を決定し、その結果を借受人へ通知します。

（運用第 23 条関係ウ）

### 注意

共済センター長の承認を得ずに貸与又は譲渡したときは、借受人は未弁済元利金を一時に弁済することになります。

（規程第 21 条第 6 号）

- (3) 共済センター長は、貸付の対象となった物件の所有権が移転していないことを確かめるため、借受人から当該物件に係る登記簿謄本を提出させることができます。（運用第 23 条関係エ）

共済組合住宅貸付 土地 { 貸与 } 承認願  
住宅 { 譲渡 }

貸付金額 及び年月日	円	令和	年	月	日
譲渡又は貸与する物件名					
所在地					
土地面積	m <sup>2</sup>	住宅構造	面積	m <sup>2</sup>	
住宅貸付未弁済元金	令和	年	月	日現在	円
貸与を受ける人又は譲受人の氏名及び借受人との関係					
事由					

上記のとおり 土地 { 貸与 } をしたいので承認願います。  
住宅 { 譲渡 }

令和 年 月 日

日本郵政共済組合 御中

組合員番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

氏名(自署)